

発 言 表 (文部科学委員会)

白石しらいし 洋一よういち 君 (立民)

○ 末松すえまつ 信介しんすけ 文部科学大臣

(政府参考人)

内閣府 合田ごうだ 雄ゆう 科学技術・イノベーション推進事務局審議官

文部科学省 千原ちちはら 幸ゆき 科学技術・学術政策局長

文部科学省 池田いけだ 貴城たかむら 研究振興局長

文化庁 杉浦すぎうら 久弘ひさひろ 次長

### 祭り存続への支援：公平に周知を！

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○義家委員長 次に、白石洋一君。

○白石委員 白石洋一です。よろしくお願ひします。

まず、文化庁の地域文化財総合活用推進事業についてお伺ひします。

二年、もう超えて、新型コロナが続いております。そのことよって、地方の行事が中止されてるんですね。

その中でも、例えば、コンサートだったり、試合だったり、こういったイベントごとは、キャンセルされたらそれなりに支援がある、そういう制度が用意されております。

一方、お祭りについては、そういったものがこれまでなかった。

でも、考えてみれば、地域のお祭りというのは、地域地域によってそれは濃淡がありますけれども、そのことよっていろいろな生業を営んでいる方々がいて、一番は、私の選挙区のところであったら、屋台と言われますけれども、だんじりだった

り、太鼓台だったり、その彫刻や刺しゅう、更にはちょうちんやはっぴ、あるいは、それ用に作ったタオルとか、あとは飲食店とかあるんですけども、こういった裾野がそれなりにあって、それが、これまで二回、中止になった。大体、秋祭りですから。そのことよって、本当に困っている。それは、お祭りを楽しむ人も困りますし、そのお祭りよって生計を立てている方々も本当に困っているわけですね。

そんな中で、この地域文化財総合活用推進事業があつて、これが補正予算で三十五億ついたということですよ。

その後、本予算、令和四年度に同様のものがあるんですけども、これは四億。つまり、補正予算三十五億に対して本予算四億。補正予算よって相当これは助かったというところがあると思うんです。

しかし、これは、地元の方の話を聞くと、周知の方法、こういった事業がありますよ、ふだんよりはかはハードルが低いですよという周知の方法にむらがあるようなんですけれども、これは文化庁さん、どのような周知をされましたでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

令和三年度補正予算事業、地域の伝統行事等のための伝承事業の公募に当たりましては、本年一月十四日に各都道府県教育委員会教育長及び各都道府県知事に対して文書を発出し、本事業の募集について、文化財部局及び域内の市区町村への周知を依頼したところでございます。あわせて、各都道府県文化財関係補助金総括担

当者に対しましても、募集について事務連絡を行い、文化財関係部局や域内の市区町村への周知を依頼いたしました。

さらに、同日、文化庁のホームページに募集案内の掲載を行うなど、本事業を多くの関係者にお知らせし、より効果的に活用していただくよう取り組んだところでございます。

○白石委員 県を通じて市、町に伝えてもらった、市、町の文化財部局に伝えて、そこで任せたとホームページにも載せましたと。でも、これはやはりむらがあつたんですけれども、ちよつと、この事業の中身について幾つか確認したいと思ひます。

これは、納期というのは、三月末ということは、大体、これは補正予算も含めて来年の三月末なんですけれども、伝統工芸職人さんの仕事の長さというの、一年じゃないですね。彫刻であつたり、あるいは本当に、太鼓台を覆う刺しゅうというのは数年かかるということなんですけれども、この一年の納期というの、ちよつと厳しいんじゃないかと思うんですけれども、この点、文化財保護に使う事業として少し問題があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

本事業は、令和三年十二月二十日に成立した令和三年度補正予算により実施されたものでございます。

このため、速やかに事業を実施する必要があります。準備や修理の期間を考慮し、本事業は、予算の繰越しを行うことよって、令和五年三月

三十一日までを対象期間としております。更に十分な修理期間を確保するため、採択通知の日を令和四年四月一日とし、年度初めから事業を開始できるよう配慮したところでございます。

なお、委員今御指摘のような、修理の内容によっては一を超ええるもの、こういうのも確かに文化財はございます。そうした場合は、通例、各申請者は、予算事業の期間を考慮していただいて、うまく年度内に収まるように、ちよつと事業計画を、事業量を分けていただくとか、適切な修理計画を立てていただいで応募いただくとこののをいっつもやっているとございます。

○白石委員 ちよつと確認ですけれども、それは、計画当たりというのはちよつと分かりましたけれども、この補正予算の場合は一点当たりですよね。つまり、個別個別の、刺しゅうだったり、ちよつちんだったり、それでも計画を、それに代わるもので出して、一年を超えてもよろしいんでしょか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

この補正は特別な新しい組立てで、コロナということがありまして急遽できたものでございますので、基本的には、先ほど申し上げた、繰り越した令和五年三月三十一日までを対象でやっていたようにうまくセットする必要があります。

基本はそうですが、ただ、その後まだ続くということがあります。それはまた、先ほど委員からも御紹介あったように、いつもの当初予算の方で似たようなメニューがございますので、そちらの方でまた御申請いただくとか、ちよつと別の、いろ

いろな支援の仕方を考えながら応援していくというやり方が必要かなと思っております。

○白石委員 その辺も是非分かるようにしていただきたいんですね。これは一年以内だから駄目だと諦めてしまう、もつと簡単なもので済ませようというふうになってしまっています。

もう一つは、この対象上限金額、補正でいったら、修理が一千万円上限、一方、新調の方は百五十万円、十分の一ですね。そして、本予算の場合は、上限、修理の場合が一千万円で新調が十万円と、これはもう百分の一というふうに大きな差があるんですね。

でも、やはり、伝統工芸を守るという意味では、修理だけじゃなくて新調も大事なんですよ。なのに、十分の一、百分の一の大きな差があるのはいかがなものかと思うんですね。どうでしょう。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

今お話あった用具等の修理と新調の二つがありまして、そのところから説明させていただきたいと思えます。

この事業におきます用具等の修理というのは、用具等そのものに手を加えて維持を図るといふものでして、新調は、同等のものを全く新しく作り上げるというものでございます。

このことから、修理は、今一番まず御要望が多くなるのは、山車とかというようなものが主な対象となつていまして、新調でよく来るのは衣装、着物の方ですね、そういったものが主な対象となつていまして、こうした実態を踏まえまし

て、先ほどの委員御指摘の上限額とかは、そのようなことを考慮された形でつくられたところでございます。

○白石委員 もうこの際、伝統工芸を守るという意味で、新調、新しく作るということも対象に加えるということも是非検討いただきたいなというふうに思います。

そして、この事業によって買おうと思ったものがあつたとしても、日本の職人さんのところにちゃんと仕事があるかどうか、ここの担保がちよつと弱いと思うんですね。

この補正予算のところで、主なポイントというふうにあつて、そこで、事業の採択に当たっては、地域の文化財の継承基盤の形成や関係者の育成という点に御配慮ください。ここで何となく、地域の職人さんに仕事が行く形でお願いします。でも、これは条件にはなっていないんですね。もつと厳しい形にしてもいいんじゃないでしょうか。

さっき言った一年以内の納入ということもあつて、それだったら大手にお願いして、その大手は輸入物にする、こういった形もどうしても出てきます。そんな形にならない、もつと地域の職人さんに仕事落ちるといふふうにした方がいいんじゃないかと思うんですね、いかがでしょうか。

○杉浦政府参考人 お答え申し上げます。

この事業の実施に当たりましては、その趣旨に鑑み、今委員から御指摘、御紹介ありましたとおり、募集案内の中で、主なポイントというところで、地域の文化財の継承基盤の形成や関係者の育

成という点に配慮するよう明記しているところがございます。

このため、本事業による修理につきましても、申請者が業者等を選定する際には、この募集案内の趣旨を踏まえて、修理の内容に応じて適切な対応がなされるよう促しているところでございます。こういう形で、日本の伝統を守るのを地域でしっかりとやってほしいという趣旨を伝えていくところでございます。

あと、具体的にどのような形で選定するかということになりますと、やはりそれはその地域地域ごとにいろいろな事情があるかと思しますので、今のところ、このような形で我々の方としては各地域にお願いし、指導させていただいているところでございます。

**○白石委員** 促すということですが、是非申請の、審査のところをチェックし、そこも一つの大きなポイントと見ていただきたいと思います。でなければ、地域の人材育成、継続というのにながらない、輸入物で済ませてしまう、こういうことになってしまうと思います。

そして、次は大臣にお伺いしたいんですけれども、今までのやり取りで、この事業は本来にありがたい、補正予算三十五億、これで、二回お祭りが見送られた、職人さんも本当に困っている、そこに対して仕事がある、これはありがたいんですけれども、やはり、その周知は、県に文化庁は流して、県は市、町に流して市、町にお任せ、じゃ、その市、町の部局がどういうふうに伝えるかによってむらがあるんですね。

そんな中で、文化庁さんはホームページに入れたとかというふうに言っているんですけども、これは相当難しいところがあるんで、市、町の文化財部局の情報量というか、目端が利くかどうかによって違いが出てしまっているんです。

この辺りを、例えばメディアアレクダとか、あるいはこの特出しのポイント、さつき出てきましたポイントのところでもっと強調するとか、こういったものが出たときには本当に津々浦々伝わるようにしていただきたいんですけれども、大臣の考えはいかがでしょうか。

**○末松国務大臣** 今回の事業、令和三年度補正予算で、六十五億ですか、ついてございました。

お祭りなどの伝統行事は、地域の方々の心のよりどころでございます。大切に伝承されてきたものですが、新型コロナウイルスの影響によりまして、もう全国、本当にここ二年開催されていないところが多いと思うんです。延期にもなったと思います。存続の危機に、危ぶまれる状況が生じてございます。

このため、文化庁では、今申し上げましたように、令和三年度の補正予算において、地域の伝統行事等の伝承事業を立ち上げまして、祭りの山車や先生お話を着た衣装などの用具修理につきましても、従来の事業と比べて補助金の上限を拡充するとともに、申請の簡素化等、使い勝手の向上を図ってきたところでございます。事業の募集に際しましても、なるべく多くの方々に活用いただけるよう周知を図ってきたところでございますが、今般の事業の実施に当たりましては、一層の効果の周知に取り

組んでいきたいと思っております。

先生お話を聞いたように、文化庁がセンを出す、県庁が受け取る、県庁は市、町に案内に行かないといけないというところで、確かに、注意深い市町は、ある面で、言葉はどうか分かりませんが、けれども、しっかりと見ながら申請をばつと出していくというところと、ゆつたり見ながら出したところがなかなか処理、提出が遅れてしまったとか、いろいろなケースがあると思っておりますけれども、それは遅い早いという問題ではなくて、やはりきちつと公平な機会を与えてあげるといことは大事だと思っております。どういう周知の仕方がいいかということは一度ちよつと文科省内で協議をしてみたいというふうには、そのことを考えてみたいと思っております。

今回の補正予算事業はあくまでコロナ禍の厳しい状況を踏まえた特別な措置でございます。今後、用具の修理等については本予算事業で支援を行うこととなっておりますが、引き続き、先生始め皆様方の声を伺いながら取り組んでいきたいと思っております。

**○白石委員** 大臣、ありがとうございます。

是非、文化庁内でもちよつと話し合ってください。というのは、このハードルが低いぞということのこの違いは、補正予算で、この、主なポイントのここだけなんです。ここが本予算のところと違うだけ。あとは、メディアアレクで取り上げられた報道、新聞もあった、それぐらいの違いなんです。それぐらいの違いに気がつくかどうか、これは全千七百ある市、町に求めるのは難しい。



大臣、今、報道によると、令和四年度補正予算が策定されるんじゃないかというふうにされていきますけれども、是非その際にはもう一度、この地域文化財総合活用推進事業で、一点当たりのやつ、ハードルを低くしたのも是非入れていただいで、そのときには条件として、前回の、令和三年度の補正予算では採択されたところは除いて、採択されなかったところについて申請を受け付ける、こういう形で、ばらつきがあるところのむらななくすというふうな形で、補正予算を組まれるとしたらこの事業を入れていただきたいんですけれども、大臣のお考えはいかがでしょう。

○末松国務大臣 今先生お話をしました件、御意見として受け止めてまいりたいと思っております。伺います。

○白石委員 是非よろしくお願いします。地方によっては、お祭りというのは、コンサートやイベント、試合よりももう桁違いに大きいイベントを持つていて、そこで暮らしている人がたくさんいますので、よろしくお願いします。

それで、次に、国際卓越研究大学についてお伺いしたいと思います。

これで、文科省の基本計画を策定して、それに対して大学が申請をし、その申請が、基本方針との整合性を求める必要性というのを条件に置いていきます。

この整合性を求めないといけないんでしょうか。大学はこんなことをやりたいということを出して、それを審査すればいいのであって、文科省が、こういう基本計画があるので、これに合うように

## 国際卓越研究大学でも学問の自由と大学の自治を守れ！

してくださいというふうに出す必要はどこにあるんでしょうか。

○池田政府参考人 お答えいたします。

今委員御指摘いただいた基本計画は基本方針のことかと存じますが、この法案に基づく、大学が出してくる計画の認可は、大学自身が定めるビジョンに基づき、国際卓越研究大学の設置者の申請により行うものでございまして、同時に、大学ファンドの運用益によってJSTが行う助成の前提となるものでございます。

また、文部科学大臣が定める基本方針は、大学ファンドを活用して国際卓越研究大学における研究及び研究成果の活用のための体制の強化を推進していく上で、その際の基本的な指針となるべきものとして、国際卓越研究大学が作成する計画の認可に関する基本的な事項も含めて策定されるものでございます。

具体的な記載内容は今後検討していきますが、世界と伍する研究大学の目指すべき姿などを踏まえ、大学の体制強化の目標の在り方、事業内容、事業計画の期間など、文部科学大臣が計画の認可をするに当たって踏まえるべき事項を記載することになると考えております。

このため、文部科学大臣は、大学ファンドによる支援の前提として、大学のビジョンに基づき大学自身が作成した計画が、この基本方針に定める体制強化の目標や計画の認可に関する基本的な事項と適合していることを確認することとしておるところでございます。

○白石委員 是非、その文科省の基本計画、細か

いところまで決めるんじゃないかと、大学がよかれと思って、学者の方が進めていこうという計画、それをほぼそのまま受け入れるような形の方がいいのではないかと思います。そこに対して細かく文科省が、こういったものでなければならぬと、特に、先ほどおっしゃった体制、体制という言葉がたくさん出てきましたけれども、体制というのがそれほど大事なもののなか、ちよつと私は保留したいと思いますが。

次は、大学がよいよ、じゃ、申請するとき、申請して認可する際には、総合科学技術・イノベーション会議、略称CSTIの意見を聞く必要があるというふうにされていますね。

このCSTIの意見をどうして聞かないといけないんでしょうか。よく引き合いに出すハーバード大学、ケンブリッジ大学、そこにはアメリカ大統領とか、あるいはイギリスの首相は出てきません。でも、CSTIというのは日本の首相が議長です。どういったところの意見を聞く理由と、このCSTIの意見を聞かない理由と、

○池田政府参考人 お答え申し上げます。

総合科学技術・イノベーション会議、CSTIは、科学技術イノベーション政策の推進のための司令塔として、科学技術に関する優れた識見を有する者の参画も得て、我が国全体の科学技術を俯瞰し、総合的かつ基本的な政策の企画立案及び総合調整を行う組織でございます。

世界と伍する研究大学の実現は、科学技術イノベーション政策における重要事項でもありますが、このCSTIの意見を聞かなければならない

こととしております。

○白石委員 このフアンドをつくる場所はハーバードとかを出して、いよいよ、じゃ、日本でということになると、こういった機関の意見をちゃんと聞かないといけないというふうになるところに違和感を感じるんですね。

そのCSTIIというのは、さつきおっしゃった、議長と十四人の委員と、その事務局って大体何人ぐらいの体制でやるんでしょう。

○合田政府参考人 お答え申し上げます。

CSTII、総合科学技術・イノベーション会議の庶務につきましては、内閣府の科学技術・イノベーション推進事務局というものが担当してございます。

今、突然のお尋ねでございますので、ちょっと正確な定員数というのは把握いたしてございませんけれども、定員数としては五十程度、それから大学等から研修生等の形で来ていただいている方もいらつしやいますので、総勢百人程度の組織かというふうに認識をいたしてございます。

○白石委員 五十人に足し上げて、合計百人程度いろいろ口を出してきそうな気がするんですね。

加えて、このCSTIIの本身は、議長が総理で、あと政治家を加えたら七人が閣僚、政治家ということ、そのアドバイザー、意見のところ、政治的な偏りがあり得るんじゃないかと懸念するんですけれども、その懸念は杞憂でしょうか。いかがでしょうか。

○合田政府参考人 お答え申し上げます。

総合科学技術・イノベーション会議でございま

すが、先生御指摘をいただきましたように、議長及び議員十四人以内をもって組織するという事になってございます。このうち、科学又は技術に関して優れた識見を有する者のうちから、国会の同意を得て、内閣総理大臣が任命する者、いわゆる有識者議員、この数が議員の総数の十分の五未満ではあつてはならないということでございまして、現在、七名の有識者議員が国会の同意を得て任命されているところでございます。

なお、先ほどのCSTIIの議論の在り方でございますけれども、CSTIIの会議運営規則におきまして、議長たる内閣総理大臣は、科学技術の専門性の観点から、議事を決するに当たり、全員の同意を得るよう努めなければならないと規定されているところでございます。実際に、CSTIIにおける審議の過程におきましても、審議事項については、まず原則、毎週木曜日に開催されておりますCSTII有識者議員懇談会におきまして、有識者議員及び日本学術会議会長で専門的な観点から議論を行い、その上で、内閣総理大臣や関係大臣を含む本会議で決定いただくというプロセスを踏んでいるところでございます。

なお、今般御提出を申し上げている法案におけるCSTIIの意見聴取につきましては、研究者の自主性の尊重その他、大学における教育、研究の特性に配慮を定める本法案第二条を踏まえ、CSTIIにおいて、有識者議員においてしっかりと御議論いただくなど、丁寧な審議を経る必要があるというふうに考えているところでございます。

○白石委員 政治的な偏向がやはり懸念されます。

半数が政治家で、しかも、その政治家の下、内閣府に百人いて、そこでいろいろ書類を準備されて、会議やっています、公開しています、それでもやはりだんだん圧倒されるんじゃないかなというところが懸念されるわけです。

そこで、大臣にお伺いしたいと思います。

この大学に認定されるためには、いろいろな計画を出して、それに対して、CSTII、政治家が中心になつている省庁の話を踏まえていたりしないといけない、こういったことで大学の自律的な運営、大学の自治というのが危うくなるんじゃないかと思うんですけれども、大臣、この点、この法律が制定されたら、どのようにこれから運営されるべきだと思いますか。大学の自治が守られるんでしょうか。

○末松国務大臣 本法案に基づきます国際卓越研究大学の認定及び計画の認可は、大学自身が定めるビジョンを踏まえまして、大学の設置者による申請に基づき行うこととしております。

この計画の審査に当たりましては、世界と伍する大学を目指す際の具体的な目標であるとか、どのように研究力を強化するかという取組を確認しますが、大学フアンドからの助成の使途については、可能な限り、各大学の自由裁量の下、柔軟かつ適切に決定されることが重要と考えております。また、支援開始後ですけれども、計画の実施状況につきましては、大学から定期的に報告をしていただきまして、国においてそれを確認し、必要に応じて助言を行うこととしております。

その際、大学に対しましては、長期的、安定的

な支援を行うという制度趣旨を踏まえ、短期的な状況のみで確認するのではなく、長期的な観点から適切な助言を行っていきたくと考えております。各大学が自ら構想する世界と伍する研究大学の具体的な姿、その実現の計画をしっかりと支援をしてまいりたいと思います。

先生御懸念のことにつきましては、省内でも話もいたしておりますけれども、大学の、やはり自治というのは全般的に大学にあるわけですから、自主自律ということにつきましては、やはり最大限生かされるべきだと思います。

○白石委員 大学の自治、自主自律については最大限尊重されるべきという大臣のお言葉、これは本場に記録に残りますので、よろしく願います。

先ほども、大臣から長期的、安定的という言葉が出ましたけれども、つまり、長期的だから、短期的な浮利を追うわけじゃないと。安定的と、多少変動しても、長い目で見ていくということだと思います。細かいところまで口出しされていたら、やはり萎縮すると思うんですね。その点、是非お願いします。

一応、法案にも、第二条のところに書かれています。「大学における教育及び研究の特性への配慮」ということで、「国は、この法律の運用に当たっては、研究者の自主性の尊重」、これは学問の自由ですね、研究者は個人ですから、「その他の大学における教育及び研究の特性に常に配慮しなければならない。」

この後段の部分が大学の自治に相当する部分じ

やないかと私は推察はするんですけども、非常に表現が弱いですね。ほかの大学における教育及び研究の特性に常に配慮する、特性に配慮する。大学の自治そのものの言葉は使っていない、特性に配慮すると。ちよつと、ぱつと頭にイメージできないような文言になっているように思います。大学の自治を侵さないように是非お願いしたいと思います。

そして、合議体ですね。学外者を中心とする最高意思決定機関をつくってください、これが認定の条件になっている。さつき局長からもあった、体制という中の一つのポイントだと思うんですけども。

これによって、大学の中で、経営の部門と、それから教えるという教学組織、二つの機能があると思うんですけども、経営組織、経営機能が上位に立ってしまうことになるのではないのでしょうか。いかがでしょうか。

○池田政府参考人 お答えいたします。

合議体によるガバナンスは、世界と伍する研究大学の実現に向け、大学が内外の動向等を踏まえつつ自律的に成長していく戦略を策定、実行できるように設置を求めるものでございます。

今回の制度改正に当たり開催した有識者会議におきましても、合議体は、事業・財務戦略の策定など、大学経営に関する重要事項の決定を行い、教学事項等に関するマイクロマネジメントは行うべきではなく、個々の研究内容や講義のシラバスの内容などの教学事項については介入すべきではないとされています。

文部科学省としては、このような考え方に基づいて、適切な制度運用を図ってまいりたいと考えております。

○白石委員 マイクロマネジメントはすべきではないと。

そのマイクロマネジメントの中に、例えば人事だとか教育、研究の出身、シラバスとか、こういったものは含まれるんでしょうか。つまり、そこまで口を出さないという中に、人事だったりとかあるいは教育、研究の出身、シラバスとかは入っているんでしょうか。

○池田政府参考人 先ほどお答え申し上げたとおり、教育内容やシラバスの内容などに関しては口を出さないということになるかと思っております。

人事に関しては、学長の選考などに関しては当然関与いたしますけれども、個々の学部などの人事などに関しては、これは全体を見て判断することになると思います。マイクロマネジメントと言われるようなところまで、人事の細かいところまでは口を出さないものであると考えております。

○白石委員 人事のところは全体を見てというのがちよつと微妙なところですけども、とにかく細かいところには口を出さないというところは局長から確認されたというふうに捉えたいと思います。

もう時間がないので、大臣、最後のところの質問にちよつと飛びますけれども、これは十兆円のファンドがあつて、三％で運用して、毎年三千億円の運用益がある前提で話が全部進んでいるんですけども、ただ、これは確定されているわけじ



やないですね、うまく3%なりで運用できればということなんですけれども。

これは、運用益が想定されたものではなかった場合、どうなるのでしょうか。ごめんね、こういうものだからなしよということ、大学では準備して、それなりに教授とか研究者とかを雇って、設備とかそれを当てにしていた、ごめんなさいになっちゃいますか。どうでしょうか。

○末松国務大臣 大学ファンドの運用の目的は、その運用益から、世界と伍する研究大学の実現に必要な支援等のための財源を安定的に確保することです。そのため、運用に当たりましては、グローバルな長期分散投資を行うことで、先ほども申し上げましたように、長期的、安定的に運用益を確保することとしております。

また、大学への支援を安定的に行う観点から、運用益の一部から、六千億円を上限に、支援のためのバッファーを確保することとしておりまして、JSTの財務状況も勘案しつつ、これを活用してまいります。

なお、運用立ち上げ期におきましては、運用益やバッファーの構築等の状況を踏まえて、段階的に数を一つずつ増やしていくという形になるかと思うんですけれども、大学への支援額を拡大することといたしております。こうした取組を通じて、大学への継続的、安定的な支援の実現を図ってまいります。

四%という、三プラス物価上昇の数字を出しておりますけれども、一つの目標でございまして、しっかりと達成したいということ、今、ここでは、

やはり決意表明しできないと思います。JSTの専門家も置いておりますので、そういうことを考えていきたいと思えます。

○白石委員 終わります。ありがとうございます。